

商標制度

州名	国コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	马德里協定	ニース協定	商標法	現地の代理人性	の審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立	
												起算日	期(年)			起算日	期間	起算日	期間
アジア	AE	アラブ首長国連邦			x	x		要			-	出	10	5		公	30日		-
	AF	アフガニスタン	x	x	x	x		要			-	出	10	なし	x	公	4週間		-
	BD	バングラデシュ			x	x				x	-	出	7 更15	5		公	4月		-
	BT	ブータン		x		x		要			-	出	10	3		公	3月		-
	CN	中国						要			x	登	10	3	x	公	3月		-
	HK	香港()			(x)	-		要	()	x		出	10	3		公	3月		-
	ID	インドネシア			x			要			x	出	10	3	x	公	3月		-
	IL	イスラエル			x			要	()	x		出	7 更14	3		公	3月		-
	IN	インド			x	x		要	()	x		出	10	5		公	3月		-
	IQ	イラク		x	x	x	(備)	要	()	-		出	10	3		公	90日		-
	IR	イラン		x		x		要			x	出	10	3		公	30日	公	30日
	JO	ヨルダン			x	x		-		x	-	出	10	3		公	3月		-
	JP	日本						要			x	登	10	3			なし		なし
	KH	カンボジア			x	x		要			-	出	10	5			-	登	90日
	KR	韓国						要			-	登	10	3		公	2月		-
	KW	クウェート		x		x	x	要				出	10	5		公	30日		-
	LA	ラオス		x	x	x		要			x	出	10	5			-	公(備1)	(備2)
	LB	レバノン		x	x			要			-	出	15	5			-		-
	LK	スリランカ			x	x		要			-	出	10	5		公	3月		-
	MM	ミャンマー		x		x	x		調査時点において、商標法は未制定。 Common Lawに基づき、新聞に警告的告示を出す事ができる。										
MN	モンゴル						-			-	登	10	5	x		-		-	
MO	マカオ()			(x)			要	()	x		登	7	3		公	2月		-	
MY	マレーシア			x			要	()	x		出	10	3		公	2月		-	
NP	ネパール			x			要				登	7	1	x		-	登	35日	
PH	フィリピン			x	x		x			-	登	10	3	x	公	30日		-	
PK	パキスタン			x	x		x			-	出	10	5			-	(備)	2月	
QA	カタール			x	x		-			-	出	10	5		公	4月		-	
SA	サウジアラビア			x	x		要			x	出	10 太陰曆	5		公(備)	90日		-	

無効審判		分 類	国 際 分 類	T L T	O H I M	ア ン デ ス 条 約	㉑	㉒	備考
起 算 日	期 間						A R I P O	O A P I	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	第32類のビ-ル類及び第33類は登録不可
登	3年	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	第35類のみ独自分類(国産品)
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	
登	5年	商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	(備)連合暫定施政当局(CPA)指令第80号
登	3年	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	第32類のビ-ル類及び第33類は登録不可
(備)		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	(備)不正競争が生じるとする理由の場合には、登録登録後5年以内
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	第28類のクリスマスツリーとその関連商品、第29類の豚肉類、第32類のアルコール類及び第33類は登録不可
-		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備1)登録の公告日。 (備2)期間の定はない
登	5年	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	第32類のビ-ル類及び第33類は登録不可
		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	
左記参照				-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
-		(備)	-	-	-	-	-	-	(備)本国登録の分類に従う
登	5年	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備)登録の公告日
		商品 33 サービス 11		-	-	-	-	-	第32類のビ-ル類及び第33類は登録不可
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	アルコール類及び卸売・小売について登録不可 (備)3回目の公告

州名	国コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	協定リット	マドリス協定	ニース協定	商標法	現地の代理人性	の必要制度	審査制	権の付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立	
														起算日	期(年)間			起算日	期間	起算日	期間
アジア	SG	シンガポール							要	()	-	-	出	10	5		公	2月	-	-	
	SY	シリア		x					要			x	出	10	なし		公	90日	-	-	
	TH	タイ			x				要		x	-	出	10	3		公	90日	-	-	
	TW	台湾	x		x	x			要			-	登	10	3		登	3月	-	-	
	VN	ベトナム					x		要			-	出	10	5		公	(備)	-	-	
	YE	イエメン		x	x	x			要	-	-	-	出	10	5	x	公	6月	-	-	
アメリカ	AR	アルゼンチン			x	x			要			-	登	10	5		公	30日	-	-	
	BB	バルバドス			x				要			-	登	10	5		公	90日	-	-	
	BO	ボリビア			x	x			要			-	登	10	3		公	30日	-	-	
	BR	ブラジル			x	x			要			-	登	10	5		公	60日	-	-	
	BS	バハマ	x	x	x				-	-	x	出	14	5	x	公	1月	-	-		
	CA	カナダ			x	x			要	()	x	登	15	3		公	2月	-	-		
	CL	チリ			x	x			要		-	-	登	10	2		公	30日	-	-	
	CO	コロンビア			x	x			要			-	登	10	3		公	30日	-	-	
	CR	コスタリカ			x				要			x	登	10	5	x	公(備)	2月	-	-	
	CU	キューバ							要			-	出	10	3		-	-	-		
	DO	ドミニカ共和国			x				要			x	出	10	3		公	45日	-	-	
	EC	エクアドル			x	x			要			-	登	10	3		公	30日	-	-	
	GT	グアテマラ			x	x			要			-	登	10	5		公(備)	2月	-	-	
	HN	ホンジュラス			x	x			要			x	登	10	3		公	30日	-	-	
	HT	ハイチ			x	x			-	x	x	-	登	10	なし		公	2月	-	-	
	JM	ジャマイカ			x				-			-	出	10	3		公	2月	-	-	
	MX	メキシコ			x				要			-	出	10	3		-	-	-		
	NI	ニカラグア			x				要	()	x	登	10	3		公	2月	-	-		
	PA	パナマ			x	x			要	()	-	出	10	5		公	2月	-	-		
	PE	ペルー			x	x			要			x	登	10	3		公	30日	-	-	
PY	パラグアイ			x	x			要	x		-	登	10	5		公	60日	-	-		
SR	スリナム			x				要			-	出	10	3	x	-	(備)	9月	-		

無効審判		分 類	国 際 分 類	T L T	O H I M	ア ン デ ス 条 約	A R I P O	O A P I	備考
起 算 日	期 間								
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備) 公告の日から登録までの間、 意見書の提出可能
		商品 33 サービス 8		-	-	-	-	-	第32類のビジュアル類及び第33類は登録 不可
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
登	5年 (備)	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備) 絶対的的理由による場合は無期 限
登	5年	商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	
		商品 50 (備)		-	-	-	-	-	(備) 旧英国商品分類採用
		なし		-	-	-	-	-	異議申立期間は2月間延長可能
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
登	5年 (備)	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備) 絶対的拒絶理由を理由とする 場合は無期限
登	4年	商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	(備) 最初の公告
		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
登	5年 (備)	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備) 絶対的拒絶理由及び悪意によ る出願である事を理由とする場合 は無期限
		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	(備) 最初の公告
		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
登	10年	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
登	5年 (備)	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備) 絶対的拒絶理由及び悪意によ る出願である事を理由とする場合 は無期限
		商品 35 サービス 10		-	-	-	-	-	
		商品 34		-	-	-	-	-	(備) 登録の公告日

州名	国コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	協定書	マドリッド	ニース協定	商標法	現地の代理人性	の必要制度	審査付与	権の原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立	
														起算日	期(年)間			起算日	期間	起算日	期間
アメリカ	SV	エルサルバドル			x	x			要				-	登	10	-		公	2月	-	
	TT	トリニダード・トバゴ			x				要				-	出	10	5		公	3月	-	
	US	米 国							要		()		-	登	10	3	x		-	公	30日
	UY	ウルグアイ			x				要		()		-	登	10	なし		公	30日	-	
	VE	ベネズエラ			x	x			要				-	登	10	3		公	30日	-	
ヨーロッパ	AL	アルバニア							要	x	x	x		登	10	5			-	登	(備)
	AM	アルメニア							要			x		出	10	3			-	-	
	AT	オーストリア							要			x		登	10 (備)	5			-	-	
	AZ	アゼルバイジャン		x		x			要			x		出	10	5			-	公	3月
	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ		x	x				要				-	出	10	5	x		-	-	
	BE	ベルギー						(備1)	要			x		出	10	5		(備2)	2月	-	
	BG	ブルガリア							要				-	出	10	5		公	2月	-	
	BY	ベラルーシ		x					要				-	出	10	5			-	(備1)	5年
	CH	スイス							要				-	出	10	5			-	登	3月
	CY	キプロス				x			要		x		-	出	7 更14	5		公	2月	-	
	CZ	チェコ							要				-	出	10	5		公	3月	-	
	DE	ドイツ							要				-	(備)	10	5			-	登	3月
	DK	デンマーク							要				-	登	10	5			-	登	2月
	EE	エストニア							要				-	登	10	5			-	(備)	2月
	ES	スペイン							要				-	出	10	5		公	2月	-	
	FI	フィンランド							要				-	登	10	5		公	2月	-	
	FR	フランス							要			x		出	10	5		公	2月	-	
	GB	英 国							要				-	出	10	5		公	3月	-	
	GE	グルジア							要			x		登	10	5		公	3月	-	
	GR	ギリシャ							要					(備1)	10	5		(備2)	4月	-	
HR	クロアチア							要				-	出	10	5		公	3月	-		

無効審判		分 類	国 際 分 類	T L T	O H I M	ア ン デ ス 条 約	⑳	㉑	備考
起算日	期間						A R I P O	O A P I	
登	5年 (備)	商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願である事を理由とする場合は無期限
		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	
登	5年 (備)	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備)悪意による出願である事を理由とする場合など、一部の例外については無期限
登	15年 (備)	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願である事を理由とする場合は無期限
登	5年 (備)	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	2006.4.22にアンデス条約の廃棄を通告。 (備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願である事を理由とする場合は無期限
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備)期限の定めなし
		-		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備)登録日の月末から起算して10年
(備)		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	(備)絶対的拒絶理由による場合、その他の場合は登録から5年
		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	
(備3)		商品 34 サービス 11				-	-	-	(備1)ベネルクス統一商標法 (備2)公告の翌月1日から起算 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合も有
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
(備2)		-		-	-	-	-	-	(備1)公報発行日 (備2)無効審判は最高裁に提起する。
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	(備)出願月の末日から起算して10年
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	フェロー諸島及びグリーンランドにも保護の効力が及ぶ
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	(備)公報発行日
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	マン島にも効力が及ぶ
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	(備1)出願の翌日を起算日とする (備2)公告の翌月の16日を起算日とする
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	

州名	国コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	協定書	マドリッド協定	ニース協定	商標法	現地の代理人性	の必要制	審査制度	権利付与原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立		
														起算日	期(年)間			起算日	期間	起算日	期間	
ヨーロッパ	HU	ハンガリー							要			-	-	出	10	5		公	3月	-	-	
	IE	アイルランド							要		()	-	-	出	10	5		公	3月	-	-	
	IS	アイスランド							要					登	10	5			-	(備)	2月	
	IT	イタリア							要			-	-	出	10	5		公	3月	-	-	
	KG	キルギス							要			-	-	出	10	3			-	-	-	
	KZ	カザフスタン		x	x				要			-	-	出	10	5			-	-	-	-
	LI	リヒテンシュタイン							要			-	-	出	10	5	x		-	-	-	-
	LT	リトアニア							要				x	-	出	10	5			-	公(備)	3月
	LU	ルクセンブルグ						(備1)	要				x	-	出	10	5		(備2)	2	-	-
	LV	ラトビア							要			-	-	出	10	5			-	公	3月	-
	MC	モナコ		x					-			-	-	出	10	-			-	-	-	-
	MD	モルドバ							要			-	-	出	10	5			公	3	-	-
	ME	モンテネグロ		x					要				x	-	出	10	5			-	-	-
	MK	マケドニア共和国 旧ユーゴスラビア国							要			-	-	出	10	5			公	90日	-	-
	MT	マルタ			x	x			要				x	-	登	10	5			-	-	-
	NL	オランダ						(備1)	要				x	-	出	10	5		(備2)	2月	-	-
	NO	ノルウェー							要				(備1)	-	登	10	5			-	(備2)	2月
	PL	ポーランド							要			-	-	出	10	5			-	(備)	6月	-
	PT	ポルトガル							要				x	-	登	10	5	x	公	2月	-	-
	RO	ルーマニア							要				x	-	出	10	5		公	3月	-	-
RS	セルビア		x					要				x	-	出	10	5			-	-	-	
RU	ロシア		x					要				x	-	出	10	3			-	-	-	
SE	スウェーデン							要			-	-	登	10	5			-	登	2月	-	
SI	スロベニア							要			-	-	出	10	5			公	3月	-	-	
SK	スロバキア							要				x	-	出	10	5		公	3月	-	-	
SM	サンマリノ		x	x				サンマリノ・イタリア条約に基づき、イタリアで取得した商標権が効力を有する														

無効審判		分 類	国 際 分 類	T L T	O H I M	ア ン デ ス 条 約	⑳	㉑	備 考
起 算 日	期 間						A R I P O	O A P I	
		商品 34 サービス 11				-	-	-	
		商品 34 サービス 11				-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備)権利付与の公告日
		商品 34 サービス 11		-		-	-	-	
登	5年 (備)	商品 34 サービス 11			-	-	-	-	(備)絶対的拒絶理由を根拠とする 場合は無期限
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	(備)権利付与の公告日
	(備3)	商品 34 サービス 11				-	-	-	(備1)ベネルクス統一商標法 (備2)公告の翌月1日から起算 (備3)一部、登録から5年の期限の 定めがある場合も有
		商品 34 サービス 11				-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	2004.1.1施行
		商品 34 サービス 11		-		-	-	-	
	(備3)	商品 34 サービス 11		-		-	-	-	(備1)ベネルクス統一商標法 (備2)公告の翌月1日から起算 (備3)一部、登録から5年の期限の 定めがある場合も有
	(備3)	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備1)現地で営業活動をしていな い場合は本国登録要件があるが、 相互主義を採用しているため日本 人は免除される。 (備2)商標登録の公告。 (備3)無効は裁判所に提訴する。
		商品 34 サービス 11		-		-	-	-	(備)権利付与の公告日
		商品 34 サービス 11		-		-	-	-	
		商品 34 サービス 11				-	-	-	
		商品 34 サービス 11			-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-		-	-	-	
		商品 34 サービス 11				-	-	-	
登	5年 (備)	商品 34 サービス 11				-	-	-	(備)絶対的拒絶理由を理由とする 場合は無期限
左記参照				-	-	-	-	-	

州名	国コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	協定議定書	マドリッド	ニース協定	商標法	現地の代理人性	の必要制度	審査付与	権の原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立	
														起算日	期(年)間			起算日	期間	起算日	期間
ヨーロッパ	TJ	タジキスタン		x	x				要				-	出	10	5			-		-
	TM	トルクメニスタン		x					-				-	登	10	-	-		-		期限の定めなし
	TR	トルコ							要				-	出	10	5		公	3月		-
	UA	ウクライナ		x					要				-	出	10	3			-		-
	UZ	ウズベキスタン		x					要				-	出	10	5		公	3月		-
	VA	バチカン		x	x	イタリア商標法を適用・イタリアで取得した商標権が効力を有する															
アフリカ	BF	ブルキナファソ			x				要				-	出	10	5			-	登	6月
	BI	ブルンジ			x	x			要	x	x		-	-	無期限	-	x		-		-
	BJ	ベナン			x				要				-	出	10	5			-	登	6月
	CD	コンゴ民主共和国			x	x			要	x			-	出	10	3			-	登	6月
	CF	中央アフリカ			x	x			要				-	出	10	5			-	登	6月
	CG	コンゴ共和国			x	x			要	x	x		-	出	10	3			-	登	6月
	CI	コートジボアール			x	x			要				-	出	10	5			-	登	6月
	CM	カメルーン			x	x			要				-	出	10	5			-	登	6月
	DZ	アルジェリア		x	x	x			要				x	出	10	3			-		-
	EG	エジプト			x				-	()	-		-	出	10	5		公	60日		-
	ET	エチオピア	x	x	x	x			要				-	出	10	3		公	-		-
	GA	ガボン			x	x			要				-	出	10	5			-	登	6月
	GH	ガーナ			x	x			要		-	-	-	出	10	5			-		-
	GN	ギニア			x				要				-	出	10	なし			-	登	6月
	KE	ケニア				x			要	()	-		-	出	7 更14	5		公	60日		-
	LR	リベリア	x	x	x				要				x	登	15	2	x		-		-
	LY	リビア	x	x	x				-				x	出	10	5	x	公	3月		-
	MA	モロッコ							要	x			-	出	10	5			-		-
	MG	マダガスカル			x	x			要				-	出	10	3			-		-
	ML	マリ			x	x			要				-	出	10	5			-	登	6月
MR	モーリタニア			x	x			要				-	出	10	5			-	登	6月	
MW	マラウイ			x	x			要	()	-		-	出	7 更14	5		公	2月		-	
NE	ニジェール			x	x			要				-	出	10	5			-	登	6月	
NG	ナイジェリア			x	x			-	()	x		-	出	7 更14	5		公	2月		-	

無効審判		分 類	国 際 分 類	T L T	O H I M	ア ン デ ス 条 約	⑳	㉑	備 考
起 算 日	期 間						A R I P O	O A P I	
登	5年 (備)	-		-	-	-	-	-	(備)絶対的拒絶理由を理由とする 場合は無期限
-		-		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		-		-	-	-	-	-	
左記参照				-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
(備)		商品34 サービス12		-	-	-	-	-	(備)先使用を理由とするときは登 録から5年以内
		-		-	-	-	-	-	イリリアには効力が及ばない (1993.5.24以降)
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品34 サービス11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
-		なし		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 12		-	-	-	-	-	二一ス分類(33類を除く)に準拠し た独自分類
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		-		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34		-	-	-	-	-	

州名	国コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	マドリッド協定	ニース協定	商標法	現地の代理人性	審査制度	権利原則	本国登録要件	存続期間		不(使用年取消)	譲渡要件	権利付与前異議申立		権利付与後異議申立	
												起算日	期(年)間			起算日	期間	起算日	期間
アフリカ	RW	ルワンダ			x	x	x	要	x	x	-	-	無期限	-	x	-	-	-	
	SD	スーダン		x	x	x	x	要	x		x	出	10	5		公	6	-	
	SL	シエラレオネ				x		-		x	-	出	14	5	x	公	3月	-	
	SN	セネガル			x	x		要			-	出	10	5			-	登	6月
	SO	ソマリア	x	x	x	x		要		x	x	出	20	3	x		-	-	
	TD	チャド			x	x		要			-	出	10	5			-	登	6月
	TG	トゴ			x	x		要			-	出	10	5			-	登	6月
	TN	チュニジア			x			要	x	x	x	出	10	5		公	2月	-	
	TZ	タンザニア (旧ザンジバル) (旧タンガニーカ)				x	x		-		x	-	出	14	5		公	3月	-
								要			-	出	7 更10	3		公	60日	-	
	UG	ウガンダ			x			要			-	出	7 更14	5		公	60日	-	
	ZA	南アフリカ			x	x		要		x	x	出	10	5		公	3月	-	
	ZM	ザンビア				x		要	()		x	出	7 更14	5		公	3月	-	
ZW	ジンバブエ			x	x		-		x	x	出	10	5		公	2月	-		
オセアニア	AU	オーストラリア						要	()	x	出	10	3		公	3月	-		
	NR	ナウル	x	x	x	x		要	()	x	出	10	3		公	3月	-		
	NZ	ニュージーランド			x	x		要	()	x	出	10	3		公	3月	-		
	PG	バブアニューギニア			x	x		要	x	-	出	10	3		公	3月	-		
	WS	サモア	x	x	x	x		-			x	出	14	5		公	3月	-	

(備考) 特許庁「平成19年度各国の産業財産権制度・運用等に関する基礎資料の作成」による調査結果

注:

- (1) パリ条約の項中、「」は「加盟国」であることを、「x」は「未加盟国」であることを示す。
- (2) WTO協定の項中、「」は「加盟国」であることを、「x」は「未加盟国」であることを示す。
- (3) マドリッド協定議定書の項中、「」は「標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書」の「加盟国」であることを、「x」は「未加盟国」であることを示す。
- (4) 商標法の項中、「」は商標法の「有る」ことを、xは「無い」ことを示す。
- (5) 審査制度の項中、「」は「方式、顕著性、先行商標に関する全てについて審査する」こと、「」は「方式、顕著性について審査する」こと、「x」は「方式のみについて審査する」とを示す。
- (6) 権利付与の原則の項中、「」は「先願主義」をとっていることを、「x」は「先使用主義」をとっていることを、「()」は「折衷主義」をとっていることを示す。
先願主義とは、商標権の発生が先願者に対する登録に基づくものを、先使用主義とは、商標権の発生が商標の使用に基づくものをいい、折衷主義とは先願主義と先使用主義とが併存するものである。
- (7) 「本国登録要件」とは、外国人が自国以外の国へ出願する場合に、自国において事前に商標登録がなされていることを要求されるか否かを表す。本項目中、「」は「本国における事前の商標登録が必要である」ことを、「x」は「不要である」ことを示す。
- (8) 存続期間の項中、「起算日」において、「出」とは「出願日」を、「登」とは「登録日」を表す。「期間」において、「更」とは更新後の期間を示す(特に表記していない場合は、更新後も同一期間存続することを示す。)
- (9) 譲渡要件の項中、「」は「営業とは無関係に商標権のみの譲渡が許されること」を、「x」は「商標権の譲渡が営業の譲渡と同時になす必要があること」を示す。
- (10) 付与前異議申立及び付与後異議申立の項中、「起算日」において、「公」は公告日を、「登」は登録日を示す。また「-」は、「異議申立に関する規定がない」ことを示す。
- (11) 無効審判の項中、「」は「当該制度はあるが、期限の定めがない」ことを示す。
- (12) ARIPO加盟国について、ARIPOで登録された商標権の効力が及ぶのは、域内での標章に関するバンジュール議定書に署名しているレソト、マラウイ、スワジランド、タンザニア、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア、ウガンダの8ヶ国のみ。

情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際課

無効審判		分 類	国 際 分 類	T L T	O H I M	ア ン デ ス 条 約	㉑	㉒	備考
起 算 日	期 間						A R I P O	O A P I	
		商品 34		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	アルコール類の登録不可
		商品 50 (備)	-	-	-	-	-	-	(備)旧英国商品分類を採用
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 49 (備)	-	-	-	-	-	-	(備)旧伊国分類採用 サービスは第49類で登録可
		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 50 (備)	-	-	-	-	-	-	(備)旧英国商品分類を採用
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	登録の効果が旧ポフタツアナ、ト ランスカイ、ベンダに及ぶ
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	ノーク島にも保護の効力が及ぶ
	(備)	商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	(備)裁判所に提訴する
		商品 34 サービス 11		-	-	-	-	-	クック諸島及びトラム諸島にも保護の 効力が及ぶ
		商品 34 サービス 8		-	-	-	-	-	
		商品 34		-	-	-	-	-	